

第1回「安全に関する技術規制のあり方検討会」の議事概要について

12月6日（火）13：00より航空局A・B会議室（中央合同庁舎第3号館7階）において開催された第1回「安全に関する技術規制のあり方検討会」の議事概要は以下のとおり。

1. 検討会の開会に当たり、事務局より委員の紹介を行った。その後、佐藤航空局次長及び鈴木委員長より挨拶があった。
2. 事務局より、資料3に基づき、本検討会の進め方、スケジュール及び我が国の安全に関する技術規制について説明を行ったのち、資料4及び資料5に基づいて、第1回検討会で報告及び議論を行う要望項目について説明を行った。引き続き、大上委員から資料6について、戸崎委員より資料7についてそれぞれ説明が行われた。その後、ここまでの内容について議論が行われ、各委員及びオブザーバー（航空会社）から出された主な質疑・意見等は以下のとおり。

（1）検討会の進め方等について

- ・今回、直前になって資料の配付があったが、今後は随時検討状況を知らせてほしい。（委員）
- ・措置済みの項目についても要望が上がっているが、航空局と事業者間のコミュニケーションがうまくいっていないのではないかという気がする。こういった面からも目安箱の設置は意味があることであり、活用が望まれる。（委員）

（2）分類A～Cとされた要望項目について

- ・非常信号灯に係る要望の措置分類がCとなっているのはなぜか。（委員）
→省令の改正が必要となり、その作業に要する時間を勘案したもの。また、「長距離洋上飛行」の定義がFARでは明確でなく、詳細に調査を行う必要がある。（航空局）
- ・シミュレータの認定検査について、年度内措置とされているのはなぜか。（委員）
→運用の問題ではあるが、内部規程等を定める必要があり、来年早々には開始したい。（航空局）
- ・運用開始するまでの間に更新検査等を受けるシミュレータがあったらどうするつもりか。（委員）
→既に認定を取得しているシミュレータは更新検査に合格すれば継続して使用可能である。今回の要望は新規認定に係るもので、当面該当するものはないと承知している。近日中に新規で認定をとりたい場合は別途相談に応じたい。（航空局）

(3) 分類Dとされた項目について

①「耐空性改善通報に関する届出の簡略化」について

- ・設計製造国政府が既に承認している場合、航空局への届出を省略することは可能か。(オブザーバー)
→欧米では事前の承認が必要とされているところ、我が国においても、運航国政府として、耐空性改善通報が適切に実施されていることを確実に把握する必要があり、届出を無くすことは困難である。(航空局)
- ・運用の問題ではあるが、例えば定例会議等を利用して、月次にまとめて届出を行うことを可能とし、更なる手続の簡略化を図れないか。(オブザーバー)
→対応する。(航空局)
- ・米国と締結している相互承認協定(BASA)の中で耐空性改善通報の扱いはどのようになっているのか。
→BASAでは機体の設計に関する手続は簡略化できるが、耐空性改善通報は個々の機体に対して必要な整備、点検、改修が実施されていることを担保するものであり、我が国の個々の機体の安全性の確保に関わるものについては、日本の航空局と航空会社間で処理する必要がある。(航空局)

②「カテゴリー I 航行の規制緩和について」について

- ・カテゴリー I 航行自体数十年にわたるルールであり、既に通常の運航の範疇となっていると考えられるため、見直しを行ってほしいとの趣旨である。ただ、カテゴリー I 航行にあたって乗員の教育・訓練が必要になるということは理解しているので、回答には納得している。(オブザーバー)
→こういったものについては、制度自体を ICAO に問いかけていくことも必要なのではないかと思う。(委員)

③「外国の安全性証明のコピーの活用」について

- ・米国では、国内の場合に原本証明付きの安全性証明の活用を認めると規定しているが、欧州の規則には、安全性証明のコピーが認められないとは明確に記載されていない。この要望は、当社と契約している整備事業者が、当社へ原本提出することに難色を示した事例を受けてのものである。(オブザーバー)
→欧州の規則においては、安全性証明の添付が必要と規定されており、さらには我が国と欧米との間で締結している協定においても、安全性証明そのものを取り入れることとしており、基本的には原本が必要である。なお、当該整備事業者を含めた外国の事業者に対しては引き続き日本の制度を周知してまいりたい。(航空局)

(4) ここまでの議論を踏まえた各委員からのコメント

- ・(「基準・要領等の全面開示」について) 公開している審査要領が有効なものであるか、

留意してほしい。

- ・今回対応する要望を見ていると、運用の改善が多いが、対応案が抽象的な印象を受ける。もっと具体的に、こういう措置をとったということをもとめて報告いただきたい。
 - ・議論の大前提は安全性を確保するためにどうするかということに尽き、最終的な目的は、安全でスムーズかつ経済的な運航体制であるとともに、大きな幹は国際標準である。
 - ・航空会社の方に入ってもらおうと議論が深まり、すばらしいと思う。
 - ・シミュレータの認定については、現場で発行できないとのことで、改善が望まれる。
 - ・分類がDになっているものについて書きぶりを工夫する必要があるのではないか。
 - ・航空分野では古くからしっかりとした安全対策がとられており、今後検討を進めていく上では、適時見直しを実施する必要があるものもあれば、50年間不変のものもあるということに留意いただきたい。
3. 次回委員会については、1月下旬を目途に日程調整の上、後日開催日程を報告することとされた。